

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から41年11月まで

私は、昭和40年12月に会社を退職し、1年後ぐらいにA市B区から同市C区へ引っ越しをしたが、その前に、母の勧めもあり加入手続をしたと思う。

最初の頃の国民年金保険料は、母が集金に来た近所の集金人に渡していた記憶がある。

その後、C区へ転居してからの国民年金保険料は、母又は私が同区役所の窓口で納付した。納付した保険料額は覚えていないが、窓口で納付書に「丸印」の収納印を押してもらって、日付の入った半券を受け取った記憶がある。会社を退職した後であったが、亡き母から、先のことを考えて保険料は納付するようにと勧められていたので、わずかな失業保険金の中から納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みとなっていないのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月の退職から1年ぐらい後に、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、42年1月20日にA市B区において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立内容と符合する。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和41年4月から同年11月までの現年度保険料の納付が可能であり、申立人は、その母親が集金人に納付していたところを見たことがあると陳述してい

る上、申立期間における申立人の母親の国民年金保険料は、納付と記録されていることから、自身の保険料を納付していた母親が、申立人の現年度保険料についても納付していたと考えることは不自然ではない。

一方、前述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和40年12月から41年3月までは過年度保険料となることから、集金人に納付することはできない。また、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとするその母親は、既に死亡しているため、当該期間の保険料が過年度納付された事情を確認することができず、申立人の母親に係る申立期間の保険料が過年度納付された記録も確認できない。

さらに、申立人に対しては、昭和45年7月31日にA市C区で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるが、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、確認できる二つの番号のほかに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年6月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月  
② 平成4年4月から5年6月まで

私は、平成2年に離婚した後、国民年金保険料の納付を免除してもらっていた期間があったが、免除期間に対して保険料の追納を行えば、将来の年金額が増えるということを知ったので、会社勤めをして収入を得るようになった6年頃から数回に分けて、A市にあった同市役所B支所（当時）の窓口で保険料を追納した。

また、申立期間①は免除期間とされているが、追納を始めた頃に窓口の職員から、当該期間の国民年金保険料が未納になっており、保険料を納付しないと年金がもらえないと言われたので、その場で納付した記憶がある。

また、追納を行う際に窓口の職員から「免除手続きが終わっているのに、なぜ支払うのですか。」とも言われたが、将来、少しでも多い年金をもらうために追納したことを覚えているので、申立期間がそれぞれ免除期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、平成2年7月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間②を除き国民年金保険料を完納していることから、当時における将来の年金受給額を見据えた申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録上、申立人は、申立期間②より前である平成2年7月から同年12月までの国民年金保険料について、6年1月12日及び同年2月9日に追納を行っていることが確認でき、申立人が当時において、何らかの方法で自身の年金受給額を増やすために、免除期間の保険料について追納を行った

ことは明らかである。

さらに、申立人は、追納を始めた当時、C業務に従事し、平日は住み込みで働いていたため、食費等の自己負担が無い上、当時における申立人に係る標準報酬月額を勘案しても、申立人が、自身の免除期間に対して平成6年当時、数回に分けて国民年金保険料を追納することが可能な経済的余裕はあったものと考えられ、申立期間②の保険料についても同様に追納を行っていたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について申立人は、国民年金保険料の追納を始めた頃に、A市役所B支所の窓口で、当該期間の保険料が未納であることを指摘されたため、その場で納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、当初、申立人に係る第3号被保険者資格の喪失日については、平成2年7月9日付けであったところ、9年1月28日に、2年6月28日付けへと訂正され、その結果、申立期間①である同年同月については、第3号被保険者期間から第1号被保険者期間へ種別変更されたことが確認できる。

したがって、申立期間①については、上記種別変更より前までは第3号被保険者期間として扱われていたため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、また、上記種別変更により、申立期間①が初めて保険料の未納期間となったものの、当該時点において、当該期間の保険料は、既に時効により納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立期間①については、平成23年7月11日に未納期間から申請免除期間へ記録を訂正していることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間①の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年6月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年2月10日から同年4月10日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和33年2月10日）に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月10日から同年4月10日まで  
② 昭和33年4月10日から同年11月1日まで  
③ 昭和33年11月1日から36年4月28日まで  
④ 昭和36年4月28日から同年7月22日まで  
⑤ 昭和36年7月22日から38年12月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、当該期間も継続して勤務していた。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、A社並びに同社の関連会社であるB社C営業所及び同社D営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給もしていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人はA社において昭和31年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年2月10日に資格を喪失後、同年4月10日に同社において資格を再取得（再取得期間については、後述のとおり、脱退手当金が支給されたものとして記録されてい

る。) しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る複数の元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の複数の元同僚のうち一人（被保険者期間は、昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで）は、「申立人とは、同じ部署でずっと一緒に仕事をしていた。」旨陳述している上、オンライン記録において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 192 人のうち、記録に空白期間が生じている者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 33 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和 46 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び経理担当者も死亡しているため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 2 月及び同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、B社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号 1 番から 283 番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性従業員 32 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む 13 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のB社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（申立期間⑤）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認で

きるほか、申立期間②、③、④及び⑤に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和39年5月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間②、③、④及び⑤と申立期間⑤後の厚生年金保険被保険者期間では別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年4月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月12日から21年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月12日から21年4月1日までの期間の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用すると解するのが相当であるから、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する。

申立期間のうち、平成14年3月12日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 41 万円と記録されている。しかし、申立人提出の給与明細書及び A 社提出の賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 44 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を、平成 21 年 2 月及び同年 3 月は 44 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 3 月 12 日から 21 年 2 月 1 日までの期間については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これに基づき、申立人提出の給与明細書及び A 社提出の賃金台帳を見ると、報酬月額に基づく標準報酬月額は、44 万円から 53 万円までとなる。

しかし、当該給与明細書及び賃金台帳の社会保険控除額から算出できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年11月1日から20年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成16年12月25日、17年12月25日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、同年12月25日及び20年7月25日について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月25日は21万円、17年12月25日は22万円、18年7月25日は20万円、同年12月25日は22万円、19年7月25日は20万円、同年12月25日及び20年7月25日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月1日から20年9月1日まで  
② 平成16年12月25日  
③ 平成17年12月25日  
④ 平成18年7月25日  
⑤ 平成18年12月25日  
⑥ 平成19年7月25日  
⑦ 平成19年12月25日  
⑧ 平成20年7月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より

低く記録されていることが分かった。

また、B社に勤務した期間のうち申立期間②、並びにA社に勤務した期間のうち申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の賞与の記録が無いことが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの保険料を納付したとしていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書で確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は21万円、17年12月25日は22万円、18年7月25日は20万円、同年12月25日は22万円、19年7月25日は20万円、同年12月25日及び20年7月25日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びA社の事業主両名は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月25日、17年12月25日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日、同年12月25日及び20年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（平成12年6月1日に「B社」へ商号変更）における資格取得日に係る記録を昭和50年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月30日から同年2月3日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。昭和49年の開業時から51年8月まで同社にC業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、同社において、申立人と同日（昭和50年2月3日）に被保険者資格を取得している35人のうち15人が、申立人と同様に、D社で被保険者資格を喪失した後、数日間の空白期間を経てA社で資格を取得していることが確認できるところ、そのうち複数の者が、「当該空白期間の前後を通じ、継続してA社に勤務し、給料に変動はなかった。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時にA社で総務担当であった者も、「D社はA社の株主であった。申立人がD社で厚生年金保険に加入した経緯は不明だが、申立人は、申立期間以前からA社に勤務しており、申立期間についても、同社が申立人へ給料を支給し、保険料控除を行っていたはずである。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成12年6月1日にB社と商号変更した後の同年9月14日に解散し、同年9月末に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時、事業主及び代表取締役であった者はいずれも所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成17年3月は30万円、同年4月から同年8月までは41万円、18年10月及び同年11月は44万円、19年1月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月11日から同年9月1日まで  
② 平成18年10月1日から同年12月1日まで  
③ 平成19年1月1日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書で確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成17年3月は30万円、同年4月から同年8月までは41万円、18年10月及び同年11月は44万円、19年1月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているものの、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を見ると、申立期間の届出額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和53年1月から同年6月までは8万円、同年8月から54年7月までの期間及び同年9月から55年2月までの期間は11万円、同年3月から同年6月までは12万6,000円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月は18万円、同年11月から57年4月までは20万円、同年5月は17万円、同年7月から58年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月から59年11月までは26万円、同年12月及び60年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年9月までは28万円、同年10月は24万円、同年11月から61年4月までは28万円、同年6月は24万円、63年1月から同年3月まで、同年5月及び平成元年9月は28万円、3年8月から同年10月までは20万円、4年2月、同年3月、同年6月から5年12月までの期間、6年2月から同年4月までの期間、同年6月から9年9月までの期間、同年11月から10年3月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、11年2月から同年4月までの期間、同年7月、同年9月、12年4月及び同年6月から同年10月までの期間は22万円、14年5月から同年10月までは18万円、同年12月は17万円、15年1月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は18万円、同年10月は16万円、同年12月から16年2月までは18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月は16万円、同年6月から同年9月まで、17年1月から18年3月までは19万円、同年4月は18万円、同年5月、同年6月、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月から19年3月までの期間及び同年6月は19万円、同年7月は16万円、同年8月、同年9月及び20年2月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から平成21年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた全期間の標準報酬月額が当時の給与額に比べて低く記録されていることが分かった。昭和53年から退職するまでの給料支払明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる、若しくは源泉徴収票から推認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和53年1月から同年6月までは8万円、同年8月から54年7月までの期間及び同年9月から55年2月までの期間は11万円、同年3月から同年6月までは12万6,000円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月は18万円、同年11月から57年4月までは20万円、同年5月は17万円、同年7月から58年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月から59年11月までは26万円、同年12月及び60年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年9月までは28万円、同年10月は24万円、同年11月から61年4月までは28万円、同年6月は24万円、63年1月から同年3月まで、同年5月及び平成元年9月は28万円、3年8月から同年10月までは20万円、4年2月、同年3月、同年6月から5年12月までの期間、6年2月から同年4月までの期間、同年6月から9年9月までの期間、同年11月から10年3月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、11年2月から同年4月まで、同年7月、同年9月、12年4月及び同年6月から同年10月までの期間は22万円、14年5月から同年10月までは18万円、同年12月は17万円、15年1月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は18万円、同年10月は16万円、同年12月から16年2月までは18万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月は16万円、同年6月から同年9月まで、17年1月から18年3月までは19万円、同年4月は18万円、同年5月、同年6月、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年11月から19年3月までの期間及び同年6月は19万円、同年7月は16万円、同年8月、同年9月及び20年2月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、給料支払明細書等で確認及び推認で

きる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認及び推認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年1月、同年4月、同年5月、6年1月、同年5月、9年10月、10年4月から同年8月までの期間、同年12月、11年1月、同年5月、同年6月、同年8月、同年10月から12年3月までの期間、同年5月、同年11月から14年4月までの期間、同年11月、15年6月、同年11月、18年7月、19年4月、同年5月、同年10月から20年1月までの期間、同年3月から同年12月までの期間及び21年3月については、申立人から提出された給料支払明細書又は源泉徴収簿により確認できる、若しくは源泉徴収票から推認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額であるか、又は同記録より低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和47年7月から52年12月までの期間、53年7月、54年8月、57年6月、61年5月、同年7月から62年12月までの期間、63年4月、同年6月から平成元年8月までの期間、同年10月から3年7月までの期間、同年11月、同年12月、16年10月から同年12月までの期間、21年1月及び同年2月については、給料支払明細書等が無く、当該期間の保険料控除額及び報酬月額を確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成16年11月から18年1月までの期間及び同年12月から20年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から20年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年11月から18年1月までの期間及び同年12月から20年8月までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる総支給額及び保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一

致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年7月から16年10月までの期間、18年2月から同年11月までの期間及び20年9月の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる総支給額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれか低い額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は同記録を下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和46年8月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。入社当初、私は、同社の関連会社であるB社配属であったが、昭和46年7月21日からA社配属となった後、同年8月1日付けで同社の関連会社であるC社の辞令を受けたので、同社に異動した。

私は、入社以降、A社が倒産した平成11年3月までの期間、継続して同社及びその関連会社で勤務しており、一日たりとも退職した日は無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し(昭和46年8月1日にA社から関連会社のC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和46年7月21日に取得し、同年7月31日に資格を喪失後、同年8月1日にC社で被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、同年7月は厚生年金保険法第19条第2項(同月得喪)の規定により、厚生年金保険被保険者期間とされることから、同年7月に係る当該保険料については、納付済みであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和46年8月1日であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。役員賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の役員賞与支給明細書及びA社提出の賃金台帳から、申立人が申立期間に賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の役員賞与支給明細書等の保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年4月1日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年3月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年3月から14年9月までは62万円、同年10月から15年8月までは56万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から17年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月1日から15年9月1日まで  
② 平成15年9月1日から17年1月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成13年3月から14年9月までは62万円、同年10月から15年8月までは56万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで、13年3月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票を見ると、同社が平成10年頃から厚生年金



保険料等を滞納していたことが確認できる。

一方、A社の商業登記の記録によれば、申立人は、標準報酬月額<sup>の</sup>遡及訂正が行われた平成15年3月当時、C職であることが確認できるが、同社の代表取締役は、「社会保険の事務手続については私自身で行っていた。申立人は社会保険事務手続を行う立場にはなかった。」としており、また、申立期間当時、同社から経理業務を受託していた税理士事務所の担当者及び同社の関連会社であるB社の元従業員二人も申立人が社会保険事務<sup>に</sup>関与していなかったと陳述している。さらに、前述の滞納処分票において、事蹟欄<sup>せき</sup>に、事業主が同年3月に社会保険事務所に対し健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出したことが確認できることから、申立人が、遡及訂正当時にA社の社会保険事務に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、上記遡及訂正処理は事実<sup>に</sup>即したものと<sup>は</sup>考え難く、申立人について、平成13年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間①の標準報酬月額については、同年3月から14年9月までは62万円、同年10月から15年8月までは56万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、上記遡及訂正期間後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により20万円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さ<sup>は</sup>見受けられない。そこで、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬額については、申立人提出の給与支払明細書の給与総支給額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない<sup>と</sup>判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成17年7月は62万円、同年8月は50万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は38万円、18年1月は44万円、同年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は50万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年7月1日から18年9月1日まで

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に係る標準報酬月額の記録が保険料控除額より低く記録されている。給与明細書(支払額等通知書)を所持しているため、申立期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与明細書において確認できる報酬月額から、平成17年7月は62万円、同年8月は50万円、同年9月は44万円、同年10月は41万円、同年11月は47万円、同年12月は38万円、18年1月は44万円、同年2月は41万円、同年

3月は44万円、同年4月は47万円、同年5月は50万円、同年6月は44万円、同年7月は47万円、同年8月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月1日から同年7月21日まで

私は、昭和54年5月にB社に入社し、55年1月1日に関連会社であるA社へ転籍したが、途中で退職しておらず、申立期間も同社に勤務していた。

しかし、年金事務所に厚生年金保険への加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の「給与受取簿」及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社の正社員として勤務していたことが推認される。

なお、複数の同僚は、A社は、B社の関連会社であると陳述しているほか、オンライン記録で確認できる申立期間当時のA社の事業主は、商業登記簿によると、平成9年から14年までの期間において、両社の代表取締役役に就任していることなどから、両社は関連会社であったことが推定される。

また、A社の元事業主は、申立期間当時、「A社に勤務していた社員の給与計算及び人事管理等については、同社において行っていた。申立人は、申立期間も継続して勤務していたと考えられるので、申立期間中の厚生年金保険料も継続して給与から控除していた。」旨回答している上、当時の社会保険事務担当者からも同趣旨の陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主は、「申立期間の保険料額は、B社での資格喪失時の保険料と同額であった。」旨陳述していることを踏まえると、申立人のB社における昭和54年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和56年8月から60年8月までは16万円、同年9月は19万円、同年10月から62年6月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月1日から62年7月21日まで

私は、昭和50年3月26日から62年7月21日までA社B営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、年金事務所に記録されている申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されている。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和56年8月から59年6月までの期間及び同年9月から60年8月までの期間は16万円、同年9月は19万円、同年10月から62年6月までは16万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和59年7月1日から同年9月1日までの期間については、申立人の保険料控除額又は報酬月額を確認できる給与支払明細書は無いが、前後の月の給与支払明細書を見ると、いずれも16万円の標準報酬月

額に基づく保険料が控除されており、報酬月額も 16 万円以上である上、当該期間の保険料控除額及び報酬月額に変更があったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間の標準報酬月額も、前後の月と同額の 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成 6 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成21年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月16日から同年4月1日まで

私は、平成21年3月16日にB社から親会社のA社に転籍し、同年11月1日にB社に復籍するまで、継続してA社に勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る経歴書及び給与明細書から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（平成21年3月16日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って平成21年4月1日として届け出たため、申立期間に係る保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年5月は18万円、同年6月から17年3月までは38万円、同年4月から21年1月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月6日から21年4月25日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、13万4,000円となっているが、実際の給与額は約40万円であった。厚生年金保険料も給与額に見合った額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書並びに同僚提出のA社の給料台帳で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成11年5月は18万円、同年6月から17年3月までは38万円、同年4月から21年1月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、これらの者から確認することはできないが、給与明細書及び給料台帳で

確認できる保険料控除額等に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額等に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年4月25日までの期間について、申立人から提出のあったB機関発行の「未払賃金立替払決定・支払通知書」を見ると、申立人に対するA社勤務時の未払賃金の立替払が決定されていることが確認できることから、申立人は、「平成21年2月から同年4月までの給与については、事業所から支払が無かったため、B機関に未払賃金の立替払を請求し、同機関から立替払が行われた。このため、申立期間のうち、同年2月及び同年3月の厚生年金保険料が給与から控除されることはなかった。」と陳述している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成21年2月1日から同年4月25日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月1日から17年7月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際の給与額は30万円程度であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間直前の平成16年9月は30万円となっているが、同年10月から最低額である9万8,000円に改定され、17年7月16日の資格喪失日まで継続している。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人の給与額は、申立期間も30万円以上であった。」旨陳述しており、申立人提出の預金通帳からも、申立期間に標準報酬月額30万円に相当する給与が振り込まれていることが確認できる。

また、保険料控除額について、当時の取締役の一人は、「A社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、従業員の標準報酬月額を最低額とする届を社会保険事務所（当時）に提出した。しかし、その後も、最低額の標準報酬月額に基づく保険料ではなく、実際の給与額に見合う保険料を従業員の給与から控除し続けた。」旨陳述しており、申立期間当時の事業主も同様の陳述をしている。

さらに、申立人の同僚で、平成16年9月までは32万円であった標準報酬月額が、申立人と同月の同年10月から9万8,000円に下がっている者から提出のあった給与明細書を見ると、申立期間も従前の標準報酬月額（32万円）に

基づく保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たとしていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 30 日まで  
② 昭和 39 年 9 月 1 日から同年 10 月 21 日まで  
③ 昭和 40 年 2 月 21 日から 41 年 5 月 21 日まで  
④ 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 12 月 30 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間（申立期間①）、B社に勤務した期間（申立期間②）、C社に勤務した期間（申立期間③）及びD社に勤務した期間（申立期間④）について、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和 44 年 10 月 17 日）の約 10 か月前である昭和 43 年 12 月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況により、この頃、国民年金に任意未加入であった申立人は、その夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことに伴い、夫婦共に国民年金に加入したものと推認される。その後、申立人は、任意加入期間である支給決定日前後の期間も含めて約 14 年間、ほぼ継続して国民年金保険料を納付しており、申立人の年金に対する意識は高かったものと考えられ、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していた事情はうかがえない。

また、上記支給決定日は、申立人のD社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 1 年 10 か月後である上、同社に係る厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 18 か月であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月2日まで

私は、昭和35年3月11日から平成9年7月31日までA社に継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の申立人に係る在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和44年6月30日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間の保険料を控除し納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 12929 (事案 5133 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月6日から28年11月1日まで

前回、B地区内の施設に昭和27年4月から28年10月まで勤務していたとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、その時には、同僚の氏名も思い出せないことから、申立期間の在職も確認できず、保険料控除もうかがえないなどとして、年金記録の訂正が必要とまではいえない旨の通知を受け取った。

しかし、今回、前回の申立てでは、申立期間の始期を昭和27年4月としていたが、B地区内の施設とその前に勤務していた別の施設との記憶が混乱していたため、同地区内の施設で勤務を開始したのは、26年3月27日からであることを思い出し、また、同施設を退職後の28年11月11日に同僚と送別会をした時の写真が見つかり、同僚の氏名も思い出したので、再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人は、申立期間について、B地区内にあった施設でE業務に従事していたと申し立てているものの、同僚等の氏名を一切記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人から、新たな資料として、

B地区内の施設を退職後に送別会をした時の集合写真等（3枚）が提出され、また、申立人は、その集合写真に写っている5人の同僚の氏名を思い出したとしていることから、当該同僚を含む13人に照会したところ、8人から回答が有り、そのうち2人は、「申立人は、昭和26年頃から整理解雇となる28年10月末まで一緒に勤務しており、この間申立人は、E業務に従事していた。」旨陳述している。

さらに、上記陳述の得られた同僚の1人に申立人から提出された写真の確認を依頼したところ、この同僚は、「B地区の施設を退職後、F市で同僚と送別会をしたことを覚えている。この集合写真は、その時に写したもので、ここに私と申立人が写っている。」旨陳述しており、このことは、申立人の陳述内容と符合している。

加えて、上記同僚の被保険者記録を見ると、昭和26年7月1日付けで資格を取得し、28年11月1日付けで資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であり確認することができないものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和27年1月6日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から28年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月15日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年11月12日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に在籍していた期間のうち、軍隊に徴集されたために休職していた期間（徴集時点の勤務地は、A社C営業所）に係る厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、当時の厚生年金保険法第59条の2において、陸海軍に徴集又は召集されていた期間のうち、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間については、保険料の納付が免除される旨規定されており、休職期間は当該規定に該当すると思われるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C営業所において勤務していた昭和18年4月1日に軍隊に徴集され、20年11月12日に復職したとしているところ、B社から提出された召集者復員待遇名簿及び退職者一覧台帳により、i)申立人は、14年3月15日から57年3月20日まで、A社に継続して在籍していること、ii) 軍隊に徴集されたことにより、18年4月1日から20年11月12日まで休職しており、復職の受付日は、同年10月26日であること、iii) 休職期間中は同社C営業所に在籍していたことが確認できる。

また、D健康保険組合は、「申立人は、昭和14年3月15日から59年3月

21日まで、継続して健康保険被保険者資格を有していた。」旨回答している。

さらに、E機関から提出された申立人に係る軍隊兵籍により、i)申立人は、昭和18年4月1日に軍隊に入営していること、ii)復員日の記載は確認できないものの、20年9月12日に復員命令を受けていること、iii)同年9月14日に昇進していることが確認できるところ、同機関の担当者は、「当時は、除隊時に昇進することが多く、また、申立人のように国内にいた者の場合、復員日は復員命令日の翌日頃となるが多かった。」旨陳述している。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立期間のうち、申立人が軍隊に徴集されていた期間については、仮に厚生年金保険の被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

なお、申立人は、徴集時点の職種は事務職であったと陳述しており、上記の召集者復員待遇名簿及び退職者一覧台帳によると、昭和14年3月15日に入社したことが確認できるところ、一般職員である事務職の男子労働者が厚生年金保険の被保険者として保険料を徴収されるようになったのは19年10月1日以降である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月15日から同年11月12日までの期間については、申立人が陸海軍に徴集又は召集されていた事実を確認できない。

また、当該期間について、上記のとおり申立人は休職中であるところ、休職期間に係る給与支給の実態について、申立人及びB社は不明としており、厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和23年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から同年9月1日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社で、夏を3回過ごした記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚は、「時期は特定できないが、申立人がA社で勤務していたことを記憶している。」旨陳述している上、申立人も、同社の退職時期について具体的に記憶していることから、申立人が申立期間においても同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者の資格取得日は昭和21年7月1日、資格喪失日は23年2月1日と記録されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「書換え前の被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見ると、申立人は、同社で21年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の資格喪失日に係る記録は確認できない。

また、複数の同僚についても、申立人と同様に書換え前の被保険者名簿及び旧台帳に資格喪失日の記載が無いことから、社会保険事務所(当時)において、A社に係る年金記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る被保険者名簿の書換え時期については、確認できる資料

が無いものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「書換え後の被保険者名簿」という。)において確認できる最も早い資格取得日は、昭和23年8月2日であること、ii) 書換え後の被保険者名簿において、同年8月に資格を取得している者が8人確認できるところ、当該8人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、いずれも同年9月6日に払い出されていること、iii) 書換え前の被保険者名簿において確認できる最も遅い資格喪失日は、同年10月1日であることから、同社に係る被保険者名簿は、同年9月6日から同年10月1日までの期間に書き換えられたものとみられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和23年9月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から同年11月までの期間、43年8月から45年12月までの期間及び46年1月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月から同年11月まで  
② 昭和43年8月から45年12月まで  
③ 昭和46年1月から59年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父がA市役所で納付していたはずである。

父は、地域で幾つもの役職を持っており、人望も厚い人柄であった。当時、国民年金保険料を納付することが困難な家計ではなく、私と会った時及び手紙で事あるごとに「お前が困らない様に、国民年金の全ての手続と納付はやっているから。」と言っていた。

申立期間の国民年金保険料が、納付済みとなっていないのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年11月にB市で払い出されており、同市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年同月10日に作成された旨の記載が確認できることから、申立人はこの頃に同市で加入手続を行ったと推定でき、A市で申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入手続の時点で、申立期間①、②及び③のうち、昭和46年1月から57年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、この加入手続時点で、申立期間③のうち、昭和57年10月から59年6月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立人はその父親が

国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったと申し立てているが、戸籍を見ると、その父親は50年\*月に死亡している上、申立人は、59年に国民年金に加入した時点で、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述しているほか、申立人が、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間①、②及び③は、合わせて194か月と長期間に及んでおり、これほど長期間に複数の行政機関で、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

私は、加入時期は覚えていないが、妻と一緒に国民年金に加入した。ただし、そのときに国民年金手帳をもらった記憶はない。

申立期間当時は、妻と二人で事業をしており忙しかったので、集金人に事業所に来てもらい、国民年金保険料を納付した。当時、事業の経理資料などは全て保管していたが、保険料の領収証書は無いので、集金人及び制度を信用して保険料を渡し領収証書は受領していないと思う。

夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、夫婦の納付期間が異なっているのもおかしい。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の番号の被保険者資格の取得記録から、申立人は、同年1月初旬に加入手続を行ったことが推定できるが、この加入手続の時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により過年度納付することはできない。

また、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、夫婦はいずれも、当該加入手続時点で過年度納付することが可能であった昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることが確認できる。

一方、昭和53年7月から55年6月までの時期は、時効にかからず過去の期間の国民年金保険料を納付することが可能な第3回特例納付の実施期間であり、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、当該特例納付実施期間中の54年2月に、申立人は41年3月から49年12月までの保険料を、その妻は44年1月

から 49 年 12 月までの保険料を、それぞれ特例納付していることが確認できるが、申立期間の保険料が特例納付された事跡は見当たらない。

また、申立人の妻は、「当時、遡って保険料を納付しないと年金の受給資格ができないと聞き、夫が、一人当たり 30 万円から 40 万円ぐらいまでの保険料を納付したと思う。」旨陳述しているが、前述の特例納付されている期間の国民年金保険料は、申立人分は 42 万 4,000 円、その妻の分は 28 万 8,000 円であり、当該陳述とおおむね符合する。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたし、妻は、前述の特例納付について、納付を行った申立人から「夫婦同じにしてきた。」旨聞いたことを記憶しているので、夫婦間で保険料の納付期間が異なるのは考えられないと申し立てており、前述のとおり、申立人夫婦の特例納付期間は夫婦で異なっているが、当該特例納付により申立人及びその妻は、当該特例納付時点での夫婦の 60 歳到達までの納付可能月数が同じ 303 月となっていることから、夫婦は、それぞれ、年金受給資格を確保できる同一の納付月数を満たすために、必要な期間まで遡って特例納付したものと考えるのが自然である。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市の国民年金被保険者名簿索引票により、昭和 36 年 7 月に申立人夫婦に対して、夫婦連番で前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号での国民年金保険料の納付記録は夫婦共に無く、前述の手帳記号番号との重複により取り消されている。また、申立人の妻が、「保険料額がまだ 100 円ぐらいだったころ、国民年金に加入するようと女の人が来ていたが、そのときは国民年金のことなんて信用できなくて加入しなかった。」旨陳述していることを踏まえると、当該手帳記号番号により申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して上記二つの手帳記号番号以外の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、加入時期は覚えていないが、夫と一緒に国民年金に加入した。ただし、そのときに国民年金手帳をもらった記憶はない。

申立期間当時は、夫と二人で事業をしており忙しかったので、集金人に事業所に来てもらい、国民年金保険料を納付した。当時、事業の経理資料などは全て保管していたが、保険料の領収証書は無いので、集金人及び制度を信用して保険料を渡し、領収証書は受領していないと思う。

夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、夫婦の納付期間が異なっているのもおかしい。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の番号の被保険者資格の取得記録から、申立人は、同年1月初旬に加入手続を行ったことが推定できるが、この加入手続の時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により過年度納付することはできない。

また、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、夫婦は、いずれも、当該加入手続時点で過年度納付することが可能であった昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることが確認できる。

一方、昭和53年7月から55年6月までの時期は、時効にかからず過去の期間の国民年金保険料を納付することが可能な第3回特例納付の実施期間であり、申立人夫婦に係る特殊台帳を見ると、当該実施期間中の54年2月に、申立人は44年1月から49年12月までの保険料を、その夫は41年3月から49

年 12 月までの保険料を、それぞれ特例納付していることが確認できるが、申立期間の保険料が特例納付された事跡は見当たらない。

また、申立人は、「当時、遡って保険料を納付しないと年金の受給資格ができないと聞き、夫が、一人当たり 30 万円から 40 万円ぐらいまでの保険料を納付したと思う。」旨陳述しているが、前述の特例納付されている期間の保険料は、申立人分は 28 万 8,000 円、その夫の分は 42 万 4,000 円であり、当該陳述とおおむね符合する。

さらに、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたし、申立人自身は、前述の特例納付について、納付を行った夫から「夫婦同じにしてきた。」旨聞いたことを記憶しているので、夫婦間で保険料の納付期間が異なるのは考えられないと申し立てており、前述のとおり、申立人夫婦の特例納付期間は夫婦で異なっているが、当該特例納付により申立人及びその夫は、当該特例納付時点での夫婦の 60 歳到達までの納付可能月数が同じ 303 月となっていることから、夫婦は、それぞれ、年金受給資格を確保できる同一の納付月数を満たすために、必要な期間まで遡って特例納付したものと考えるのが自然である。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 市の国民年金被保険者名簿索引票により、昭和 36 年 7 月に申立人夫婦に対して、夫婦連番で前述の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号での国民年金保険料の納付記録は夫婦共に無く、前述の手帳記号番号との重複により取り消されている。また、申立人が、「保険料額がまだ 100 円ぐらいだったころ、国民年金に加入するようと女の人が来ていたが、そのときは国民年金のことなんて信用できなくて加入しなかった。」旨陳述していることを踏まえると、当該手帳記号番号により申立期間の保険料が納付されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して上記二つの手帳記号番号以外の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年9月までの期間及び61年3月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年9月まで  
② 昭和61年3月から62年3月まで

私は、昭和51年1月頃、それまで勤務していた会社を退職したので、父の勧めもあり国民年金の加入手続をした。加入手続をするためにA市役所に出向いたところ、社会保険事務所(当時)で手続するようにと指示されたので、B社会保険事務所(当時)で加入手続をしたと思う。

申立期間①の国民年金保険料は、納付書に現金を添えて主に銀行から納付していたが、保険料額及び保険料を何か月ごとに納付していたか等の記憶はない。

申立期間②の国民年金保険料は、私が昭和61年3月に会社を退職し厚生年金保険の被保険者ではなくなった際に、B社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続をした後、62年4月に再就職する前月まで納付書に現金を添えて主に銀行から納付していたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、平成6年2月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推定でき、当該加入手続時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②は、申立人の昭和48年

4月から51年1月までの期間の厚生年金保険被保険者期間に、同年10月から61年3月までの期間及び62年4月から平成5年4月までの期間の同被保険者期間が、6年3月31日に記録が追加されたことで国民年金の被保険者期間とされた期間であり、それまでは未加入期間であったことから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和51年1月31日と記録されているが、申立人の加入手続は、前述のとおり平成6年2月頃に行われていることから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点に適正に遡って、国民年金の被保険者資格を取得した記録がされたものと考えられる。

さらに、申立人は、加入手続をするためにA市役所に出向いた際、社会保険事務所で手続をするようにと指示を受けたと陳述しているが、同市では、「当時も、国民年金の加入手続は市役所の窓口で行っていたことから、当市が、社会保険事務所で国民年金の加入手続をするように指示することはない。」と回答しており、申立人に係る国民年金被保険者名簿が、同市で作成された事跡は確認できず、申立期間当時に、社会保険事務所で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡もない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から49年11月まで

私が昭和49年11月に結婚する際、母親から、「年を取ったときに困るから、国民年金を続けて納めなさい。」と言われ、年金手帳を渡された。そのときに、国民年金保険料は約10年間納めているからと聞いた。それからすぐに納め始めたかは記憶していないが、2年ないし3年間ほど夫の分と一緒に納めた記憶がある。その後、事情があり納められなくなった。母親からは、妹も20歳から私と同様に納めていたと聞いており、妹は納付済みとされているのに、私は未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その母親がA市の実家で納めてくれていたとしているが、申立人の国民年金への加入手続は、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年12月頃に行われたものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により、制度上、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、昭和44年4月にA市からB市に移動していることが戸籍の附票から確認でき、この場合、A市において国民年金保険料の収納が行われないことから、B市に転入後も続けて申立人の母親が、A市で保険料を納付したとするのは不自然である。

さらに、申立人は、その母親から申立人の妹も20歳に達した時（昭和43年\*月）から申立人と同様に実家で納付していたと聞いていると主張しているが、その妹の加入手続は、上記と同様に昭和52年12月頃に行われたものと推認され、同年4月から国民年金保険料が納付されており、それまでの間は未納

期間となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は114か月間と長期に及んでおり、これほどの期間にわたって行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から44年3月まで

私は昭和39年2月に結婚した。その頃、国民健康保険には加入しなかったが、国民年金については40年2月頃、私だけがA市役所で手続を行って加入した。その際、国民年金保険料を少し遡って納付したと思う。保険料の納付方法について、加入した当初は集金に来た町内の世話役を通じて納付していたが、その後は納付書で納付することとなったので、毎月、自身で郵便局に行って納付し領収証書を受け取っていた。当初の保険料は250円だったと思う。

しかし、記録では申立期間が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月頃に国民年金への加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は44年8月頃に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは一致しない上、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、国民年金に加入した当初の国民年金保険料額は250円であったとしているところ、当該保険料額は申立人が加入手続をし、保険料の納付を開始したと推認される昭和44年4月以降の金額と一致しているが、申立人が加入手続を行ったとしている40年2月頃の保険料額は100円であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当

時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年5月まで

私は、長年、国民年金保険料を漏れなく納付しているものと思っていた。ところが、ねんきん定期便で若い頃に保険料を納付していない期間があることが分かり、年金事務所に記録確認を求めた。その結果、厚生年金保険への加入期間は確認できたが、依然として、厚生年金保険にも加入しておらず、国民年金の保険料も納付していない期間が5か月残った。

私は、昭和58年12月末に会社を退職した後、国民年金に再加入して国民年金保険料を納付していた記憶があり、その期間が記録を確認できなかった期間である。私は、必ず保険料を納付することとしていたので、保険料を納付していない期間があるはずがない。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び申立人に係る特殊台帳によると、申立人は昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、59年6月22日に任意加入により同資格を再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない。

また、昭和59年1月1日の厚生年金保険被保険者資格の喪失後における国民年金への切替手続時期、並びに申立期間に係る国民年金保険料の納付開始時期、納付場所及び納付方法についての申立人の記憶は曖昧であるため、国民年金への切替手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことがうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から47年6月まで

私は、A市にある会社の社宅に住んでいた昭和44年頃から47年6月まで、その社宅に集金人が毎月国民年金保険料の集金に来て、納付書で納付した記憶がある。

その時に納付した国民年金保険料の領収証書は、昭和51年1月に夫がB市で国民年金に加入したときに交付された年金手帳に貼っていた。しかし、平成13年2月16日に年金番号を一つに合わせるために、C社会保険事務所（当時）に行ったとき、窓口の職員から「こんなもの貼っておいても何もなりません。」と高圧的に言われ、貼っていた領収証書を目の前で剥がされ、ゴミ箱に捨てられた。

年金受給年齢が近くなり、年金記録を確認したところ、申立期間が未納期間となっており、これは領収証書が廃棄されたためと思うので納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った覚えはなく、集金人が来たので納付を始めたとしているが、申立期間当時、申立人は任意加入被保険者であり、A市では任意加入被保険者を職権で加入させたり、集金人に加入勧奨をさせることはなかったとしている上、国民年金保険料の納付方法についても、昭和48年7月まで印紙検認方式であり、納付書による収納は行っておらず、集金人に納付書で保険料を納めるような方法も行っていないとしており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地にお

ける国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 13 日から 42 年 9 月 25 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 4 日から 43 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和43年5月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 26 日から 45 年 5 月 15 日まで  
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間も、同社に正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和 56 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、現存するA社は、「資料が現存しておらず、申立期間当時のことは一切不明である。」としているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 16 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができず、一方で、上記従業員のうち 1 人が、「申立人は、一度会社を退職したことがあったと記憶している。」と陳述しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録を見ると、同社における雇用保険の資格喪失日と厚生年金保険の資格喪失日は符合していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間又は申立期間の一部を含む期間において、A社で被保険者資格を喪失し、その後同社で再取得している被保険者が 3 人みられるところ、このうち 2 人は、「A社を一度退職し、再度入社した。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月頃から30年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支店C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和26年10月頃にE職として入社し、27年からはF職として勤務した。入社時から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶する元同僚二人等の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社B支店に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、当該元同僚二人は、「自身は昭和27年頃に入社した。」と陳述しているが、オンライン記録によれば、両人は昭和30年8月1日以降にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間に被保険者記録を確認することはできない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（昭和30年8月1日）と同日付けで被保険者資格を取得している者は、申立人を除き85人（前述の同僚1人を含む。）確認できる。このうち、連絡先が判明した者に対して照会を行い15人から回答が得られたが、複数の者が、「申立期間当時、A社B支店は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述しているところ、当該15人のうち、自身の入社時期を記憶しているとすする12人は、その全員が、「自身は昭和30年8月1日より前から勤務していた。」とした上、異なった複数の入社時期を陳述している。

さらに、上記 12 人のうち、複数の者が、「A社に入社後、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間は、給与から保険料は控除されていなかった。」と陳述しており、一方、「厚生年金保険に加入するまでに、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と陳述する者はいない。

加えて、A社B支店は、昭和 53 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も特定できない上、現在、同社B支店の管轄区域を担当する同社D支店の総務課は、「申立期間当時に、A社B支店に勤務していた者に係る給与台帳等の資料は保存していない。」としているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 21 日から 57 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 56 年 7 月 21 日から 57 年 12 月まで A 社が経営する事業所(勤務地: B 市)で、C 業務従事者として勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が空白期間となっており納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「上司であった同僚が A 社に入社し、その半年ないし 1 年後ぐらいに私も入社した。」と陳述しているところ、当該同僚は、「申立人のことを覚えている。しかし、申立人の入退社日及び勤務期間までは覚えていない。」旨陳述しているほか、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から 35 人の同僚を抽出し、事情照会を行ったところ、10 人から回答が得られたが、これらの者からも申立人の勤務実態について具体的な陳述は得られず、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は、申立期間当時から A 社の事業所に出入りしていた取引先の氏名を挙げていることから、同人に対しても申立期間当時の事情を照会したが、申立人の同社における勤務期間等を明らかとする具体的な陳述は得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日の記録を見ると、それぞれの資格取得日(昭和 57 年 3 月 21 日)は一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び経理事務担当者事情照会したが、「当時の資料は保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況及び勤務実態は不明。」と回答している。

また、A社における当時の社会保険事務担当者の所在は不明であり、申立人の申立期間における保険料控除の状況について事情照会することができないほか、事情照会に対する回答が得られた上記の同僚10人からも、申立人が申立期間において給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 5 日から同年 5 月 1 日までのうちの約 1 か月間

② 昭和 42 年 11 月 26 日から 43 年 11 月 11 日まで

申立期間①について、昭和 41 年 3 月 5 日から同年 5 月 1 日までの期間のうち 1 か月程度の期間、A 社（現在は、B 社）C 営業所において I 業務従事者として勤務していた。

申立期間②について、昭和 42 年 11 月頃から約 1 年間、D 社が経営する事業所で、E 業務従事者として勤務していた。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社 C 営業所で約 1 か月間勤務していたと申し立てているところ、申立期間中に同社の関連会社である F 社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「昭和 41 年 4 月に F 社 G 営業所に異動となったが、その時点で既に申立人は同営業所に勤務しており、約 1 か月後に退職した。」と陳述している。

また、当時、A 社本社で給与計算事務に従事していた者からは、「A 社と F 社は関連会社であり、両社は同じ場所に存在していた。申立人のような営業所勤務の者は、通常、F 社で採用されていた。」旨陳述が得られたことを踏まえると、申立人が勤務していた事業所は、A 社ではなく、その関連会社である F 社であったものと考えられ、期間は特定できないものの、申立人は、同社 G 営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記の給与計算事務に従事していた者は、「当時、A 社と F 社における人事管理は、A 社で一元的に行っていた。両社で採用された者のうち、新

卒者以外の中途採用者は、しばらく様子を見てから厚生年金保険に加入させる取扱いとしており、特に、営業所勤務の者は定着率が低かったので、3か月の試用期間を設けていた。申立人のように入社後1か月程度で退職したのであれば、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立期間当時、F社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「入社後、しばらくの期間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。

さらに、F社の後継会社であるB社は、「申立期間当時の人事記録等を保存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」と回答している上、上記において回答の得られた同僚からも、申立人に係る保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかったほか、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、D社が経営する事業所で勤務していたと申し立てているところ、H組織が保管している資料によると、申立期間当時、同社は、J事業の許可を得て事業所を開設していたことが確認できることから判断すると、申立人は、当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、D社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、当時の事業主、役員及び申立人が名前を挙げた複数の同僚は、いずれも所在が不明であるため、これらの者に申立人の申立期間における保険料控除の状況について事情照会することができない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 8 日から 35 年 5 月 8 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。また、同社を退職後すぐに、同社及びそれまで住んでいた実家のあったB県を離れ、C県に住むようになったため、脱退手当金は請求も受給もできない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金支給決定日の1か月前である昭和35年6月7日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済 35. 6. 7」の記載が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和35年7月7日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む計10ページに記載されている女性従業員のうち、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし資格喪失した19人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人に支給記録が有り、このうち13人が資格喪失後6か月以内に支給決定され

ていることから、申立期間当時、同社では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする時期には、既にA社及び実家のあったB県を離れ、C県に住んでいたので受給できない。」旨陳述しているが、脱退手当金の支給決定日の時点において請求者の住所が遠隔地であっても、隔地払いにより、請求者が希望する金融機関及び郵便局で脱退手当金を受領することが可能であることから、申立人が支給決定日の時点でB県を離れC県に居住していたとしても、脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とはいえない。また、隔地払いで振り出した小切手が1年を経過してもなお支払が行われない場合は、脱退手当金の支給記録を取り消す取扱いになっていたところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録は取り消されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 2 月 18 日まで

私は、A施設のB業務従事者として、昭和 59 年 4 月から 61 年 2 月まで勤務した。当初はパートタイマーであったが、60 年 4 月 1 日からは常勤となった。しかし、常勤として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務を始めて数か月経過した頃に、近所の医院で勤務先から交付された健康保険被保険者証を使って治療を受けたこともあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人提出のA施設の名簿から、申立人が申立期間に、A施設でB業務従事者として勤務していたことが確認できる。

しかし、当該A施設を管理していたC機関は、「B業務従事者を厚生年金保険に加入させるようになったのは、申立期間より後の昭和 62 年 4 月 1 日からである。それより前の期間は、同業務従事者を厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料も控除していない。」としている。

また、C機関がB業務従事者を厚生年金保険に加入させるようになったとする昭和 62 年 4 月 1 日に、同機関で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会したところ、同職種であったとする複数の者が、「勤務開始は昭和 62 年 4 月 1 日より前であるが、B業務従事者は厚生年金保険に加入できなかったため、運動を行った結果、同年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入できるようになった。それより前の期間は、給与から保険料は控除されていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚のB業務従事者一人の氏名を挙げているところ、当該同僚の雇用保険及び厚生年金保険の加入記録を見ると、雇用保険の資格

取得日は昭和 50 年 4 月 1 日となっているが、厚生年金保険の資格取得日は 62 年 4 月 1 日となっており、前述の C 機関及び同業務従事者であったとする者の陳述と符合する。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付している。

また、C 機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、申立人は、「勤務を始めて数か月経過した頃に、近所の医院で勤務先から交付された健康保険被保険者証を使って治療を受けたことがあるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張しているが、C 機関は、「当機関は申立期間当時、健康保険組合に加入していたが、健康保険と厚生年金保険の加入基準が異なっていたため、健康保険にのみ加入している職員がいた。」としており、B 業務従事者であったとする複数の者も、「厚生年金保険には昭和 62 年 4 月 1 日まで加入できなかったが、健康保険にはそれより前から加入できた。」と陳述している。

また、申立人が治療を受けたとする医院にも照会したが、同医院は、「当医院は現在、院長が病気入院のため休業中であり、当時の関連資料の保管の有無が不明のため、申立人の診療時期及び健康保険被保険者証の種類等については確認できない。」と回答しており、申立人が使用したとする健康保険被保険者証の種類を特定することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から27年1月1日まで

私は、昭和21年9月に海外から帰国後、すぐにA社に入社し、B業務を行っていた。期間ははっきりと覚えていないが、C書籍に、26年12月末日に全員が退職することとなったとの記載があることから、私もその時に退職したものと思う。在籍期間中に、同社は閉鎖されたが、名称をD社へ変更し事業を継続していた。

A社は、厚生年金保険法によると適用事業所とされていることから、当然、私も被保険者として給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真及び同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA社の一員として、申立期間当時にE県で、B業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年5月1日であり、申立期間のうち、21年10月1日から22年5月1日までの期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、「当時、200人程度の者が、E県でB業務に従事していた。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録が確認できる者は16人のみである上、申立人が名前を挙げている同僚18人の被保険者記録も確認できないことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に被保険者記録が確認できる上記 16 人は、いずれも既に死亡しているか、又は連絡先不明のため、これらの者から申立期間当時の保険料控除等の状況を確認することができない。

加えて、関係機関に照会したが、いずれも、「当時の関連資料が残っていないので、B 業務従事者に対する厚生年金保険の取扱い及び保険料控除等の状況は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月に A 社に入社し、平成 12 年 5 月 10 日に退職した。厚生年金保険の加入記録では、申立期間に A 社と B 社の 2 社に勤務したことになっているが、ずっと同じ場所で継続して勤務していた。

申立期間当時の給与手取額は、入社当初は 10 万円程度、昭和 55 年頃からは 15 万円ないし 18 万円程度、63 年頃から平成 3 年 9 月頃までは 25 万円程度であったのに、年金事務所に記録されている標準報酬月額はこれよりも低くなっている。

申立期間の一部については、当時の給与振込通帳が残っており、振込額と標準報酬月額に差があることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てているところ、申立人提出の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの各月に係る給与振込額が記録された預金通帳を見ると、標準報酬月額を上回る給与が振り込まれていることが確認できる。

しかし、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額について、申立期間に A 社並びに B 社で経理及び社会保険関係事務の責任者をしていたとする者は、「当時の給与は、C 部分と D 部分からなっていたが、仕事を休むと D 部分が少なくなり、保険料が負担となる月が出てくるため、C 部分のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、C 部分により決定された標準報酬月額に基づく保険料を従業員の給与から控除していた。」旨陳述している。

また、A 社及び B 社は、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

っており、申立期間当時の事業主も、「当時の保険料控除額を確認できる資料は残っていない。」旨陳述していることから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社及びB社の社会保険業務を担当していた社会保険労務士事務所と、A社の破産管財人にも照会したが、いずれも、「申立期間当時の資料を保管していないので、申立人の申立期間における保険料控除額は分からない。」旨回答している。

加えて、A社及びB社に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者に照会し、13人から回答を得たが、当時の給与明細書を保管している者はおらず、同僚の給与明細書から当時の保険料控除の状況を確認することもできなかった。

また、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 3 月中旬に、A 社 B 営業所（現在は、C 社 D 営業所）に臨時社員として採用され、同年 6 月 1 日に配属となった E 営業所の庶務担当者から厚生年金保険の加入話があり、それ以降は、給与から保険料が控除されていたことを覚えている。

しかし、昭和 41 年 6 月 1 日から F 共済組合の組合員となった 42 年 11 月 1 日までの申立期間が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

G 機関提出の人事履歴カードから、申立人は、申立期間を含む昭和 41 年 4 月 20 日から 42 年 10 月 31 日までの期間について、A 社において臨時社員として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の陳述及び B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）から、申立期間を含む昭和 41 年 4 月から 42 年 10 月までの期間について、同営業所で勤務していたとされる同僚 22 人に対して、臨時社員として一緒に勤務していた同僚の氏名について確認したところ、延べ 28 人の氏名が挙がったが、うち 14 人には同営業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、A 社の元経理事務担当者は、「申立期間当時、A 社において、臨時社員の厚生年金保険への加入は、各営業所の裁量に委ねられており、臨時社員に対して、厚生年金保険に加入するか否かを本人に聞いていた営業所もあると聞いている。」旨陳述していることから、同営業所においては、必ずしも全ての臨時社員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、前述の元経理事務担当者は、「申立期間当時、A 社では月次決算を行

っていたので、厚生年金保険に未加入の臨時社員の給与から間違っ  
て厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

さらに、G機関は、「当時の資料は、保存期間経過による廃棄済みのため、  
A社から承継されず、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等について確  
認できない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除  
されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オン  
ライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、  
申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申  
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主  
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 62 年 9 月 21 日から勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人提出のA社発行の在籍期間証明書から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「当社の給与は毎月 20 日締めで、25 日支払、厚生年金保険料は当月控除している。昭和 62 年 10 月分の給与から控除している厚生年金保険料は同年 10 月分であり、同年 10 月 1 日に資格を取得した申立人の申立期間に係る保険料は控除していない。」旨回答している。

また、申立人がA社で最初に支給された昭和 62 年 10 月分の給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、平成 16 年 12 月 21 日に資格を喪失している退職月である同年 12 月分の給与明細書からは、厚生年金保険料は控除されておらず、当月控除であるという同社の回答と符合する。

さらに、A社提出の健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(副)には、申立人の資格取得年月日は昭和 62 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。